ポジティブリスト制度に係わる生乳の 「18 年度管理対象物質」について

平成 18 年 11 月 社団法人日本酪農乳業協会

酪農乳業界では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応し、以下の条件で抽出した 16 物質(北海道 18 物質)を「18 年度管理対象物質」と定めました。

1.管理対象物質の設定

今般の管理対象物質の設定に当たっては、(社)中央酪農会議が行った農薬等の使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した農薬等のうち、簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質(ラクタム系抗生物質)及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除いた15物質(北海道17物質)とともに、食品衛生法でHACCPの危害管理物質として指定されているシロマジンを加えた別表の16物質(北海道18物質)を重点管理対象として「18年度管理対象物質」としました。その用途別内訳は以下の通りです。

わが国で流通(生産)している牛用の動物用医薬品 … 7 物質 自給飼料生産に適用のある農薬 …5 物質(北海道 7 物質) 牛舎消毒薬、洗剤・殺菌剤 … 4 物質

2. 管理対象物質の定期的検査

全国の指定生乳生産者団体(沖縄を除く)の生産乳量等に応じて設定した計 22 検体の検査を平成 18 年 11 月~12 月に行います。なお、前記実態調査において これまで設定していた残留調査対象物質 120 物質以外の農薬等の使用実態が判 明したことから、本年 3 月実施の残留実態調査に準じた検査を併せて実施しま す。対象物質は別表の 4 物質(北海道 6 物質)で、検体数は各指定生乳生産者 団体 1 検体です。

注)指定生乳生産者団体:酪農家が生産した生乳を集荷し乳業会社へ販売する農協組織で、全国 10 地域にあります。

別表

18年度管理対象物質

	物質	都府県	北海道
農薬	グリホサート		
	ペンディメタリン		
	アトラジン		
	ジクロベニル	-	
	アラクロール		
	メトラクロール	-	
	リニュロン		
動物用医薬品	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン		
	カナマイシン		
	タイロシン		
	スルファモノメトキシン		
	エンロフロキサシン		
	エリスロマイシン		
	スルファジメトキシン		
消毒薬	エトフェンプロックス		
	ペルメトリン		
	ジクロルボス(DDVP)及びナレド		
	シロマジン		
	計	16	18

残留調査対象物質の追加物質

物質	都府県	北海道
2,2-DPA	-	
スピノザド		
ピレトリン		
フェノトリン		
プロクロラズ		
メシリナム	1	
計	4	6